

選定療養費のご案内

紹介受診重点医療機関を紹介状なしで受診する場合に、診療費とは別に初診・再診時の選定療養費の徴収が義務付けられています。

この度、当センターが令和5年8月1日付けで紹介受診重点医療機関に指定されたことにより、選定療養費を下表のとおり変更いたします。

区分	現行料金 令和5年12月31日まで	新料金 令和6年1月1日から
初診時 初診時に紹介状を持参されない場合	2,750 円	7,700 円
再診時 当センターでの治療が終了し他医療機関へ紹介後、他医療機関からの紹介状を持参されずに受診される場合等	—	3,300 円

※ 選定療養費は、通常の医療費の外に別途全額自費でご負担いただくものです。

※ 告示8療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等に示される選定療養費の徴収が認められない方を除きます。